

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用許諾申込書

年 月 日

第46回全国豊かな海づくり大会

千葉県実行委員会長

宛

〈申込者〉

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

〈連絡先〉

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

〈添付書類〉

- 1 使用方法の企画書（レイアウト、イメージ図、写真等、その他使用方法がわかるもの）
- 2 その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の１（１）から（１０）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の２（１）から（８）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

１ 禁止事項

- （１）千葉県の商品を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （２）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （３）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであること、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （４）デザインを「第４６回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用しないおそれのあること。
- （５）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあること。
- （６）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （７）商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用するおそれのあること。
- （８）商品やサービスに一定の認証があるように使用するおそれのあること。
- （９）申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年 法律第１２２号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を除く。）に 規定する営業を行う者であること、あるいは申込みの内容がその営業 又は広告等に使用されるおそれのあること。
- （１０）その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めること。

２ 遵守事項

- （１）許諾された内容により使用すること。
- （２）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （３）「第４６回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用すること。
- （４）会長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （５）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- （６）許諾に際して「このデザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （７）原則として物品には許諾番号を付すること。
- （８）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。